

○関西学院キャンパス・ハラスメント等調査委員会規程

2021年3月12日

理事会承認

(調査委員会の設置)

第1条 この規程は、「関西学院キャンパス・ハラスメント等防止規程」(以下、「防止規程」という。)第6条第4項に基づき、「キャンパス・ハラスメント等防止委員会」(以下、「防止委員会」という。)の下に設置される「キャンパス・ハラスメント等調査委員会」(以下、「調査委員会」という。)について定める。

(調査委員会の目的)

第2条 調査委員会は、相談者から被害申立てのあったキャンパス・ハラスメント等に関する事実の調査と事実認定を行い、被害者の救済措置や加害者に対する措置について理事長に提言すること等を目的とする。

(調査委員会の設置)

第3条 キャンパス・ハラスメント等相談センター長(以下、「相談センター長」)は、相談者からの「被害申立て」について、「キャンパス・ハラスメント等相談センター運営委員会」(以下、「運営委員会」という。)が、調査が必要と判断した場合、理事長に調査実施の要請をすることができる。

2 理事長は、防止規程第11条第5項及び第6条に基づき、防止委員会を開催し、調査実施を決定した場合には、遅滞なく調査委員会を設置する。

(調査委員会の構成と任期)

第4条 調査委員会は、第3条第2項に基づく調査を決定した被害申立て案件(以下「調査決定案件」という。)ごとに、次の調査委員をもって構成する。

- 1 相談センター長(ただし、相談センター長が調査委員となることに不都合がある場合には、相談センター副長。以下この条において同じ。)
- 2 運営委員会委員1名 ただし、調査決定案件につき相談担当となった専門相談員を除く。
- 3 申立人ないし被申立人が学生等の場合には、下記選出方法による教員1名
  - イ 申立人ないし被申立人が、短期大学の学生等または、その他の学校の生徒等の場合は、理事長が相談センター長と協議して推薦する短期大学学長または学校長。ただし、申立人ないし被申立人が所属する学校は除外する。
  - ロ 申立人ないし被申立人が、大学・大学院の学生等の場合は、学長が相談センター長

と協議して推薦する学部長・研究科委員長・研究科長。ただし、申立人ないし被申立人が所属する学部・研究科は除外する。

- 4 理事長が必要と認める者（必要に応じてキャンパス・ハラスメント等に詳しい弁護士を含む）若干名
- 2 理事長は、必要に応じ、調査委員の候補者につき、予め相談センター長の意見を聞くことができる。
- 3 調査委員の任期は調査委員会が理事長に最終の報告を行い、解散するまでとする。  
（調査委員会による調査）

第5条 調査委員会は、理事長から調査を命じられた事案について相談センター専門相談員、関係者等からの事情聴取その他のキャンパス・ハラスメント等に関する事実の調査を行う。  
（調査実施の方針）

第6条 調査委員会による調査は、先入観や偏見を持たず、公平な視点で行わなくてはならない。また当事者を一方的に責めることは避けなければならない。  
（調査結果の報告と提言）

第7条 調査委員会は、調査の経緯と結果について、調査委員会設置の日から原則として3カ月以内に、文書をもって運営委員会に報告し、運営委員会委員長である相談センター長は理事長に報告する。

- 2 調査委員会は、前項の報告に際して、必要に応じて、被害者の救済措置、加害者の処分  
の検討、再発防止策について理事長に提言することができる。  
（調査終了後の対応）

第8条 理事長は、防止規程第8条第2項に基づき、調査委員会の調査結果の報告及び提言を受けて、防止委員会を開催し、就学・就労環境の改善のために学院を構成する学校及び部局に勧告等の適切な措置を行う。

- 2 理事長は、防止委員会が教職員に対して、就業規則に基づく懲戒を行うことが必要であると認めた場合には、速やかに懲戒審査委員会に諮問する。
- 3 理事長は、プライバシー保護について配慮をした上で、調査委員会による調査結果の報告及び提言並びにこれを受けて理事長が行う措置について調査の申立人、被申立人に周知する。
- 4 理事長は、調査の申立人及び被申立人に、前項の周知の日から原則として1カ月以内に1回に限り、開示内容に関し確認の機会を与える。

（規程の改廃）

第9条 この規程の改廃は、防止委員会の議を経て常務委員会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。
- 2 本規程の制定により、「関西学院大学ハラスメント調査規程」は廃止する。
- 3 この規程は、2022年（令和4年）4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、2022年（令和4年）6月24日から改正施行する。
- 5 この規程は、2023年（令和5年）6月29日から改正施行する。
- 6 この規程は、2024年（令和6年）4月1日から改正施行する。

了解事項

相談センターに専任職員が配置されるまでの間、必要な事務はコンプライアンス推進部が行う。